

# ふれあい収集

「ふれあい収集」とは、高齢者や障害のある方が、指定されたごみステーションへ、家庭ごみを出すことが困難な場合に、戸別収集を行う事業です。



## 対象となる世帯

次の3項目のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ・介護保険制度の認定が要介護1以上で、65歳以上の単身者。
- ・障害者手帳を所持している単身者。(聴覚障害のみは除く。)
- ・その他、市長が認める者。

## 収集方法

ごみを収集日の朝8時30分までに、自宅の玄関前に出していただき、玄関前まで収集に伺います。

対象ごみは、一般ごみ・資源物・有害ごみ及び乾電池です。

※なお、希望者には声かけによる安否確認を行います。

## 申請方法

収集業務課に相談した後、ご本人または代理人(ケアマネージャー等)が、川口市ふれあい収集利用申請書と介護保険証や障害手帳の写しを一緒に収集業務課へ提出してください。

申請書を受理した後、申請者の自宅を職員が訪問し、ごみが出せない状況を確認したうえで、実施の可否を判断させていただきます。

◎申請書の提出・問い合わせ先

収集業務課 住所：川口市青木3-16-1 青木収集事務所  
TEL：048-251-1174